

（以下二頁の二、三日紙中）

十二、懲 罰

（以下二頁の二、三日紙中）

（以下二頁の二、三日紙中）

（以下二頁の二、三日紙中）

（以下二頁の二、三日紙中）

十三、要 求 事 項

（以下二頁の二、三日紙中）

出資人 謝職會 詠岡出張所

法財團 協調會 福岡出張所

更に仲介人を以て午前十一時頃より各事業主を訪問し善處方を懇願したる處各事業主も溫情的な態度に出でたる爲翌二十三日午後一時双方の代表會見折衝したる結果左の條件にて解決した。

十三、解 決 條 件

- 1、一俵四錢とし無制限製造を容認す
- 2、一俵貳錢とし俵數制限を爲さざること
- 3、労働組合に加入せざる組合は承認する規約は事業主にて検討したる上承認す

4、拒 否

5、承 認

以上十一月一日より實施する事とし覺書を交換